

# 社会福祉法人慈愛会 おひさま保育園のしおり

## (重要事項説明書)

### 〔園の理念〕

『共生と貢献』～慈愛の心を大切にしながら、子どもも大人も

自分らしく活動できる楽しい保育園～

※おひさま保育園は「生きる力」を身につけていきます。

本園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児及び幼児の保育事業を行うことを目的とした児童福祉施設です。厚生労働省による「保育所保育指針」と合わせ、1898 年国連総会において採択された「子どもの権利条約」に基づいた保育を行っています。保育者として子どもの権利を守ると同時に、子どもの発達を保障する環境を整え、一人ひとりの発達に合わせて進めていく見守る保育を行っています。乳幼児が健全に育つためには親御さんはもちろん保育園の職員、そして周りの大人が手を取りあっていかなければなりません。ご家庭と保育園とが連携をとりながらそれぞれの役割を果たしていきましょう。

### 1、施設運営主体

名称	社会福祉法人 慈愛会 おひさま保育園
所在地	鹿児島市小原町 12-1
電話番号	099-269-2880
代表者氏名	理事長 今村 英仁
管理者	園長 竹内香代子

### 2、施設の目的及び運営の方針

- 本園は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。
- 本園は、児童福祉法、子どもの子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）、子どもの権利条約その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営します。
- 本園は一人ひとりを大切に、自分らしく輝いていけるような「生きる力」を身につけていきます。その為の「子どもの主体性を育てる保育」を行います。

### 3、提供する保育の内容

#### 保 育 方 針(こんな保育の考えで)

##### 子どもの主体性を育てる保育

- ① 子どもの主体的な活動としての生活を保障する保育（生活をはぐくむ）
- ② 子どもの自発的な活動としての遊びを保障する保育（自立をはぐくむ）
- ③ 一人ひとりの特性に応じた保育（個性をはぐくむ）
- ④ 人とのかかわりを大切にした保育（社会性をはぐくむ）

#### 保 育 目 標(こんな子どもになってほしくて)

##### 「自分らしく 意欲的で 思いやりのある子ども」を育てる

- ① 自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども（主体的に行動する子ども）
- ② やりたいことをやれる子ども（意欲的な子ども）
- ③ 自分を好きになれる子ども（自尊感情をもてる子ども）
- ④ 人の喜びを喜べる子ども（思いやりのある子ども）

#### 保 育 方 法(こんな方法をとっています)

##### 環境（物的・人的）を通して子どもの発達を保障する保育「見守る保育」

- ・ たてわりでない異年齢児保育
- ・ 子ども主体の保育
- ・ ねらいに応じた選択性の保育
- ・ かかわりを大切にした保育
- ・ チーム保育（職員集団）

#### 食事について

- ・ 食事は「食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子ども」に成長できるように、ランチルーム（食の空間）での食事を行っています。3歳以上児は食べられる量を楽しく食べられるようにセミバイキング式を取り入れています。
- ・ 献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
- ・ アレルギー食物の除去・解除につきましては、医師の「アレルギー除去食に関する診断書」の指示に基づいて実施します。

## 4、職員の職種、職員数及び職務の内容

職 種	員数	職 務 内 容
園長	1	園の業務を統括し、会計事務に従事する。
主任保育士	1	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
保育士 (非常勤6)	23	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1	給食業務の統括を行う。
調理員	3	給食業務に従事する。
事務員	1	会計事務に従事する。
施設係	2	園内の清掃・花壇や畑の手入れに従事する、

## 5、保育を行う日及び時間帯

- 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）、年度末（3月31日）及び祝祭日は休園とします。
- 保育を提供する時間は次のとおりとします。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市役所から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市役所から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

## 6、延長保育について

※延長保育を希望される方は入園時に延長保育申込書（別紙1）を提出してください。

### （保育標準時間認定の方）

- ① 延長保育は午後6時～7時までです。（仕事で利用する方のみです）
- ② 延長保育の必要な日は、登園時か当日午後5時半までにお知らせください。
- ③ 延長保育（午後6時～7時）の料金は次のとおりです。

1ヵ月 2,500円 （毎月20日までに納入してください）

1日 300円

※ 午後7時を過ぎた場合は、その都度 **300円**の追加をいただきます。午後7時は電波時計で確認をしています。

④ 午後6時は電波時計で確認をしています。午後6時をすぎたら延長保育となります。

### (保育短時間認定の方)

① **保育短時間認定に係る保育時間は8時30分から16時30分まで**です。

上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は7時から8時30分まで又は、16時30分から19時までの時間において延長保育となります。(仕事で利用する方のみです。)

② 延長保育の料金は次のとおりです。

7時～8時	200円
8時～8時30分	100円
16時30分～17時	100円
17時～18時	200円
18時～19時	300円

(※例:朝7時30分に来て夕方18時30分まで保育が必要な日は200円+100円+100円+200円+300円の計900円となります)

## 7、保護者の負担について

(1) 保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※3歳以上児は2019年10月より保育料は無償になります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

○延長保育料(午後6時～7時) 1カ月～2500円 1日～300円

※午後7時を過ぎた場合は300円の追加をいただきます。

○体操服(3歳児以上 希望者のみ) 上 1390円 下 1390円

シーツ(3歳児以上 希望者のみ) 2000円

○給食費～3歳以上児は、保育料無償化にともない、給食費は2019年10月より実費徴収(月額)となります。なお、金額については後日、決定後にお知らせ致します。

(※国においては非課税世帯・低所得世帯による負担軽減策を検討中です)

## 8、利用定員

● 本園の定員数は110名です。

● 区分ごとの定員数

(1) 2号認定(満3歳以上)	56名
(2) 3号認定(満1歳以上満3歳未満)	36名
(3) 3号認定(満1歳未満)	18名

## 9、利用の開始及び終了に関する事項等

- ・本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときには、これに応じるものとしてします。
- ・鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとしてします。
- ・本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとしてします。
  - (1) 園児が小学校に就学した時
  - (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
  - (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
  - (4) その他、利用の継続について重大な支障は困難が生じたとき。

## 10、園での生活について

### ①登園について

- ① 登園は、午前7時から午前9時30分までにお願いします。  
(7:00~8:00は早朝保育のため、全園児とも1階保育室で受け入れています)
  - ② 事故防止のため必ず保護者が保育士に預けてください。その際、お子様に何か変わったことや異常がある場合は必ずお知らせください。
  - ③ 登園が遅れる場合や欠席の時は9時30分までに必ずご連絡をください。
  - ④ 登園後は各クラス所定の場所で検温後、所定の用紙に健康状態や登降園時間を記入し、個人ポストに連絡帳をお入れください。また、ひよこ・りす・うさぎ組(0・1・2歳児)は、指定の場所に衣服や下着・おむつなどを入れてください。
- ※ 健康チェック表(夏期はプールチェック併用)の登降園時間の記入は、緊急時の人数把握にも使用しますので必ず記入してください。
- ⑤ 保護者の方が仕事がお休みの日で都合のため登園される場合は、その旨をお知らせください。(保育中の緊急連絡は職場にさせて頂くため)

### ②お迎えについて

- ① 保護者以外の方(祖父母や親戚の方でも)がお迎えにみえるときは、あらかじめその方のお名前(フルネーム)とご関係をお知らせください。お知らせのない場合は確認の連絡をさせていただきます。
- ② お迎え時にはお迎え時間を所定の用紙に記入し、必ず個人ポスト・棚の確認をして、連絡帳やお手紙等をお持ち帰りください。
- ③ 子どもたちは、5時50分になりましたら延長保育の準備のために1階ホール(ランチルーム)に移動します。

### ③登園・降園時の門扉の開閉や駐車について

- ① 園舎前のフェンスの門は防犯のための電磁錠になっていますが、登降園時間の7時～9時半、17時～18時は解除します。それ以外の時間の出入りの時はインターフォンを鳴らしてください。
- ② 門を開けた後はきちんと閉めてください。上の部分の施錠もしてください。
- ③ 駐車場では、必ずエンジンを止めてください。また、車を離れるときは盗難防止のために必ず鍵をかけてください。
- ④ 保育園への出入りの際の安全のために、また、駐車場内での接触事故などのトラブル防止のために、保育園正面駐車場のフェンスの門の前（黄色斜線あり）には、駐車をしないようにお願いします。駐車場はお互いにマナーを守って気持ちよく使ってください。駐車場でトラブルが生じた場合は当事者の方々での円満な解決をお願いします。

### ④変更届について

- ① 病気、ケガ、火事、台風など緊急時に連絡ができるように、保護者の連絡先（電話番号）を必ず届けてください。変更された場合はその都度お知らせください。また、勤務先や住所の変更も必ずお知らせください。（変更届の提出書類があります）
- ② お仕事をやめられた場合は就労→求職の変更届が必要ですので、必ずお知らせください。また、仕事がお決まりになりましたら、求職→就労の変更届の提出が必要です。
- ③ 就労から妊娠・出産⇒育児休暇⇒就労と、その都度、支給認定の変更届が必要になりますので、事務所までお知らせください。  
（※育児休暇中と求職中は短時間保育の認定となります）

### ⑤病気について

- ① 既往症のあるお子さんは、前もってお知らせください。
- ② 園で 38.0℃以上ある場合や、熱がなくても全身の健康状態が悪い場合はお子様の状況や症状を保護者の方に連絡しますのでご了承ください。
- ③ 病気のときは早めに医師の診察を受け、完全に治るまではご家庭で過ごしましょう。前夜まで発熱があり今朝初めて解熱した場合は、以下のことが予想されるため登園を控えることが望ましいです。
  - (1) 登園後、再び発熱する可能性が高い。
  - (2) 解熱直後は免疫力も低下しており新たな感染症に罹患しやすい。
  - (3) 体調の回復が不十分
  - (4) 他児への感染の可能性が高い。
- ④ 感染症（伝染病）にかかったときはお休みください。厚生労働省の「保育所における感染症ガイドライン」における主な伝染病の種類と出席停止の期間の基準は13ページのとおりです。
  - ◎ 特に、インフルエンザ・流行性耳下腺炎・水痘・咽頭結膜熱・溶連菌感染症・伝染性



紅斑・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染・ウィルス性胃腸炎の感染がひろがりやすいです。

◎ 原則的な基準であり症状により異なりますので、治癒後の登園については医師とよくご相談のうえ、登園許可証明書（別紙2）を必ずご提出ください。

#### ⑤ 予防接種について

保育園は集団生活であるため感染症にかかることが多くなります。予防接種は必ず受けてください。（副作用や体調の変化もあるため、接種後の登園はお控えください）

⑥ ご家族の方がインフルエンザに罹った場合は、その旨を保育士にお知らせ頂き、マスク着用で登園下さい。（必ず朝に検温し、37度以下、風邪症状がないことをご確認の上での登園をお願いします）

### ⑥薬の服用について

お子様の薬は本来、保護者が登園して与えていただくことが原則ですが、本園におきましてはやむを得ない保護者の依頼に基づいて、ある一定の条件を満たした場合のみ保育園の担当者が保護者が変わって与えることができます。（この条件とは万全を期するため「与薬連絡票」（別紙3）に必要事項を記載していただき、薬（1回分）に添付して保育士に手渡ししていただきます。薬の成分表も必要です。）

このことを保護者の方にもご納得のうえで、医師の承認のもとでご依頼ください。

- ① 主治医の診察を受けるときは、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないため朝夕夜の服用にできないか尋ねてみてください。どうしても昼の服用が必要で与薬連絡票への記載をお願いされる場合は「与薬連絡票への記載についてのお願い」（別紙3の下部分）を示し主治医に提出してください。
- ② 保育士は直接手渡されない場合は、与薬できません。
- ③ 薬は、お子様を診察した医師が処方した調剤のもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、（保護者の個人的な判断で持参した薬はお断りします。）
- ④ シロップ状の薬については、1回分の分量を別容器に入れてお持ちください。

### ⑦健康について

- ① 特に新入園児のお子様は生活環境の変化で、精神的に大変疲れます。登園前と降園の時お子様の様子はしっかり観察しましょう。
- ② 当園嘱託医により健康診断（年2回）・歯科検診（年1回）を実施します。お子様の健康について相談のある方は、ご遠慮なくお申し出ください。（実施日は事前にお知らせいたします）  
※健診日に欠席した場合は、健診日から2週間以内に保護者の方に嘱託医の病院に連れて行って頂きますので、ご留意ください。
- ③ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気の日常における投薬や処置（除去食等）については、保育所保育指針（厚

生労働省)によって、子どもの主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。除去食については医師の判断が必要です。

- ④ 保育園でケガなどの異常が生じた場合は保護者の方に連絡し、承認をいただいてから当園の指定病院(別紙4)に連れていきます。
- ⑤ 0~3歳くらいまでの間は子どもたちの成長過程の中で、友だちと関わりたい気持ちと上手く言葉に表せない思いが重なって嘔みつきやひっかきなどのトラブルが起こることがあります。子ども同士の関わりを大事にしながら怪我には十分に気をつけていきます。
- ⑥ 子どもたちは成長するにしたがって活動範囲も広がり、また周りへの興味や好奇心も出てきます。必然的に怪我をする可能性も高くなりますが、怪我をおそれるあまりにこうした探索活動を制止すると、正常な発達を抑制してしまう結果につながります。命に関わる、または後遺症が残るような危険がないように安全には十分配慮いたします。

## ⑧食事について

- ① 食事は「食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子ども」に成長できるように、ランチルーム(食べる空間)での食事を行っています。3歳以上児は食べられる量を楽しく食べられるようにセミバイキング式を取り入れています。また、味・色どり季節等を配慮して献立を作成し、おいしい給食を作ることに努力しています。毎日の給食をサンプルケースに掲示してありますのでごらんください。
- ② 3歳未満児は完全給食です。3歳以上児は昼食の際の主食は、ご飯をお弁当箱に入れて持たせてください。(うめぼし、ごまのみ可)
- ③ 偏食・食物アレルギー(アトピー)のあるお子様は、お知らせください。なお、除去食については医師の診断が必要です。除去食の必要な場合、また、除去食が不要でなくなった場合は「除去食についての依頼書」(別紙5)を提出してください。また、じんましんなどの病気で一時的に食べられないものがある場合も提出をお願いします。
- ④ 月に1回程度「愛情弁当」の日があります。(年間行事予定表に記載)

## ⑨持ってきていただく物について

※ それぞれのクラス別に別紙プリントでお知らせします。

※ すべての持ち物には、はっきりと名前を書きましょう。

## ⑩外部講師での保育

毎月外部講師での保育を次のとおり行っております。

- ・体育遊び 毎週1回 (3歳以上児)
- ・英語遊び 毎月1回 (3歳以上児)

## ⑪絵本の貸し出しについて

お子様のそれぞれの年齢に応じた絵本を絵本コーナーや各保育室にそろえてあります。貸し出しも行っていますので、貸出日にご利用ください。(貸し出しノート有り)



## ⑫その他

- ① 日曜・祝日は休園。また年末年始（12/30～1/3）・年度末（3/31）は休園になります。
- ② 保育料は、口座引き落とし、もしくは納付書で毎月金融機関へ納めてください。
- ③ 保育園を退所されるときは、5日前までに退所願いの提出をお願いします。
- ④ 園からの各種の文書等は、必ずお読みください。
- ⑤ 掲示板やホワイトボードは毎日必ず確認をお願いします。
- ⑥ 5月に保護者懇談会・9月に育児講座を開催していますので、是非ご参加ください。
- ⑦ 誕生月には一日保育士参加へのご案内を出します。ご参加して下さる場合は、保育士として自分のお子様やクラスの子どもたちとたくさん関わっていただき、楽しい一日をお過ごしください。（写真撮影はご遠慮ください）

## 11、緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園は非常災害に備える為、毎月1回避難訓練及び消火に対する訓練を行っています。また、万が一の緊急事態に備えての緊急避難先は次のように指定しています。

- ・第一避難所 おひさま保育園（保育室・園庭）
- ・第二避難所 愛と結の街（火事・地震等）
- ・第三避難所 宇宿第二公園（津波）
- ・第四避難所 鹿児島大学病院桜ヶ丘キャンパス（大震災）

非常災害が起こった場合、基本的には園で保護者のお迎えを待ちますが、状況によっては上記の避難先に避難します。**状況は一斉送信メール（キッズリー）でお知らせしますので、必ず登録をお願いします。**

○園児引き渡し時には、園児名・日時・引き渡し場所・お迎えに来られた方の続柄等、一緒に確認します。

- 脇田分遣隊（099-251-0119）
- 南警察署（099-269-0110）
- 谷山中央交番（099-268-5173）

## 12、要望・相談の受付

当保育園ではご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。詳細については（別紙6）をご覧ください。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 保育士 中川美恵子 ・苦情解決責任者 園長 竹内香代子 ・電話番号 099-269-2880 ・FAX 099-269-3253 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	中村 給 090-7399-6943（小原町民生委員） 原田 真弓 099-269-6811（しらゆきこども園園長）

### 13、虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、また虐待の周知の為以下の措置を講じています。

- ① 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 14、保険に関する事項

加入保険の種類	加入保険の内容
施設賠償	対人…1名 100百万円、1事故 1,000百万円 対物…1事故 50百万円
生産物賠償	対人…1名 50百万円、1事故 100百万円 対物…1事故 50百万円、不良完成品損害…1事故 15百万円
施設入場者の 傷害保険	死亡保険金…1千万円 入院給付金(1日あたり)…8,000円 通院給付金(1日あたり)…5,000円
災害共済 (日本スポーツ振 興センター)	死亡見舞金…2,800万円～1,400万円 障害見舞金…3,770万円～82万円 疾病・負傷…医療保険並の療育の額の4/10

※ 本園では安心して園生活が送れるように「災害共済給付制度」に加入しています。全園児に加入して頂いておりますのでよろしくお願いします。

- ・ **保護者負担額 240円**
- ・ 保育中(登降園中も含む)における、園児の負傷〔骨折、打撲、やけどなど〕、疾病〔異物の嚥下、漆等による皮膚炎等〕に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象。

### 15、守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ① 児童票に記載事項の個人情報の利用の目的は以下のとおりです。
  - ・ 園児の保育に関する業務
  - ・ 園児の健康状態の把握
  - ・ 在園児管理に関する業務
  - ・ 卒園児の確認に関する業務
- ② 保育園の園だより・ホームページ・日々の記録等に子どもや保護者の写真の掲載をする場合は保護者の承諾を得たうえで行います。(別紙7)
- ③ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保険料の金額の情報は、給付義務に必要な範囲に限っての利用となります。
- ④ 行事の時の集合写真は年度末にご希望の方のみCDにして販売いたします。
- ⑤ 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の中の第28条(秘密保持等)により取り扱いについては保護者の同意書が必要なので、**個人情報使用同意書**についても提出をお願いいたします。

## 「子どもの権利条約」をご存じですか？

これは、1924年に、第一次世界大戦で多くの子どもたちが犠牲になった反省から、「これからは、子どもにとって最善のもの(平和)を与えよう」と、国際連盟で申し合わせた条約です。日本の批准は1994年に世界で158番目ととても遅く、このことから、いかに日本という国がそれまで子どもを「ひとりの人間」として認めていなかったかが窺われます。

「子どもの権利条約」の周知は、日本ではまだまだ遅れていて、ご存じない方の方が多いのではないのでしょうか？

この権利条約、子どもの発達においても、また、子どもが幸せを感じられるためにも、とても重要な条約です。

条約の中で、子どもの権利に関するものを抜粋して簡単に掲載していますので、ぜひご覧になってください。

- 第1条 18歳になっていない人を子どもとします
- 第2条 すべての子どもは、平等にこの条約にある権利を持っています
- 第3条 子どもに関係のある事を行う時は、子どもにとって最もよい事を行わなければいけません
- 第4条 国はこの条約に書かれた権利を守るためにできる限りのことを行わなければなりません
- 第5条 保護者は、子どもの発達に応じて適切な指導をしなければなりません
- 第6条 すべての子どもは生きる権利と育つ権利をもっています
- 第7条 すべての子どもは、名前・国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています
- 第8条 国は、子どもの名前・国籍・家族関係をむやみに奪われないよう守らなければなりません
- 第9条 子どもにとって良くない場合を除き、子どもは親と引き離されない権利を持っています
- 第10条 国は、子どもが離れ離れになっている家族と会える権利を保障しなければなりません
- 第11条 子どもは、むりやりよその国へ連れ去られない権利を持っています
- 第12条 子どもは、自分の意見を表す権利を持っています
- 第13条 子どもは他者に迷惑をかけない限り、自由な方法で情報や考えを伝えたり知る権利を持っています
- 第14条 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利を持っています
- 第15条 子どもは他人に迷惑をかけない限り、結集・集会の自由の権利を持っています
- 第16条 子どもはプライバシーや名誉を守られる権利を持っています
- 第17条 国は、子どもの成長に役立つ情報以外のよくない情報から子どもを守らなければなりません
- 第18条 子どもの養育は、まず親に責任があります
- 第19条 国は、子どもを虐待や放任から保護しなければなりません
- 第20条 国は、家族を奪われた子どもの保護をしなければなりません

- 第21条 国は、子どもにとって最も良いことを考え、しっかり調査したうえで養子縁組を認めることができます
- 第22条 よそに逃げざるを得ない難民の子どもは、その国に守られ援助を受けることができます
- 第23条 子どもは、どのようなしょうがいがあっても、個性や誇りを傷つけられずに教育などを受ける権利があります
- 第24条 国は、子どもがいつでも健康で、医療を受けられる権利を守らなければいけません
- 第25条 子どもが病院などの施設に入っている場合、その治療がその子にとって最善でなければいけません
- 第26条 子どもは、社会保障を受ける権利を持っています
- 第27条 国の協力のもと、親が第一の責任者となり、子どもの生活水準の確保をしなければなりません
- 第28条 子どもは、人間として大切にされる考えを基礎にした教育を受ける権利を持っています
- 第29条 教育は、子どもが自分の持っているところをどんどん伸ばしていくためのものです
- 第30条 少数民族・先住民の子どもは、その民族の文化・宗教・言葉をもつ権利があります
- 第31条 子どもは、休息を取り、文化的・芸術的な余暇を過ごす権利を持っています
- 第32条 子どもは、経済的な搾取から保護され、有害となる恐れのある労働への従事から保護される権利を持っています
- 第33条 子どもは、麻薬・覚せい剤などから保護される権利をもっています
- 第34条 子どもは性的搾取から保護される権利を持っています
- 第35条 子どもは誘拐や売買から保護される権利を持っています
- 第36条 子どもはあらゆる搾取から保護される権利を持っています
- 第37条 子どもに対して拷問したり、死刑にしたりすることは禁じられています
- 第38条 国は、戦争から子どもを保護しなければなりません
- 第39条 国は、戦争や放置などで犠牲になった子どもを守らなければなりません
- 第40条 国は、罪を犯した子どもが健全な社旗復帰を果たせるようになることを考えなければなりません

厚生労働省の「保育所における感染症ガイドライン」を遵守し、下記の表の通り、登園基準を定めています。感染症の拡大を防ぐ為、登園基準は遵守し、登園の際には必ず登園許可証(医師からの証明書)を提出してください。

《感染症の登園基準》

病名+B2:F22	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
インフルエンザ	1～3日	感染後約10日	発熱・全身倦怠・筋肉痛・鼻カタル・咽頭痛・咳	解熱後、3日経過し、かつ発症した後5日を経過し元気がよいとき
百日咳	7～10日	感染後約3週	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失したとき又は5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終わるまで
結核	1・2カ月～2年	検査で陽性が出る間	咳・たん・発熱など	3日連続の検査が連続で陰性のとき 感染力が強いと認められたときは長期
はしか(麻疹)	10～12日	発熱前1～2日前から発疹出現後の4日間	咳・鼻汁・結膜充血・発熱・コプリック斑など	解熱した後3日を経過するまで
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	14～24日	明らかな症状出現7日からその後9日	発熱・耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫脹及び圧縮	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが消失した後5日を経過し、元気がよいとき
三日はしか(風疹)	14～21日	発疹出現前後7日間	種々の発疹・軽熱・リンパ腺腫大	発疹が消失したとき
腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)	3～8日	便中に菌を排出している間	激しい腹痛・水様便・血便など	抗菌薬による治療が終わり、48時間明けて連続2回の検便が陰性になって
水ぼうそう(水痘)	11～21日	前2日～全ての発疹が痂皮化するまで	軽熱・発疹・斑点丘疹状・水泡・痂皮	全ての発疹がかさぶたになったとき
プール熱(咽頭結膜熱)	5～6日	2～数週間	発熱・全身症状・咽頭炎と結膜炎の合併症	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してから
流行性角結膜炎	5～12日	発病後約2週間	流涙・結膜充血・目やになど	結膜炎の症状が消滅し感染の恐れがないとき
帯状疱疹	不定	全ての発疹が痂皮化するまで	小水泡が知覚神経にそった形で片側性に現れる	全ての発疹がかさぶたになるまで
ヘルパンギーナ	2～4日	発症から数週間	高熱・咽頭痛・咽頭に水泡や潰瘍	発熱がなく通常食が食べられるとき
りんご病(伝染性紅斑)	10～20日	顔に発疹出現まで	風邪症状・顔に網目状の紅斑	全身状態がよければ
溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	発熱・咽頭痛・扁桃腺炎・莓舌・頸部リンパ節炎・全身に発疹	有効治療を始めてから24～48時間たって
ウイルス性胃腸炎	1～3日	症状がある間	発熱・腹痛・下痢・嘔吐	嘔吐・下痢の症状が治まり普通の食事がとれるようになって
マイコプラズマ肺炎	14～21日	発症後4～6週間	咳・発熱・呼吸困難(重症)	症状が改善し元気であれば
とびひ(伝染性膿痂疹)	2～10日	治療開始後24時間	主として豆粒大の水泡・びらん	部位が乾燥しているか、被覆できる
水いぼ(伝染性軟属腫)	2～7週間	不明	球状の水いぼ	膿が出ている部位を被覆できる
RSウイルス	2～8日	3～8日間	発熱・鼻汁・喘鳴・呼吸困難など	重篤な呼吸器症状が消滅したとき



## インフルエンザの場合の出席停止日数の数え方

インフルエンザ等の感染症に罹患した場合の出席停止期間は、学校保健安全法で決められています。他の児童に感染させる可能性がある期間は、集団生活に戻る事を避けなければいけません。

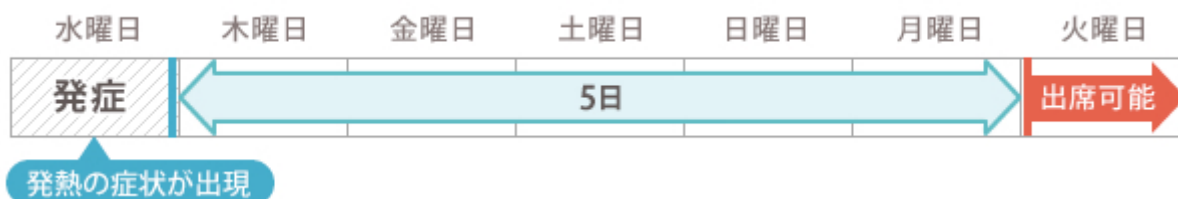
「学校保健安全法 施行規則第 19 条」

出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い次の通りとする。

インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあつては 3 日)を経過するまで。

### 「発症した後 5 日」

「発症」とは、「発熱」の症状が表れた事を指します。日数を数える場合は、発症した日(発熱が始まった日)を含まず、翌日を第 1 日と数えます。



### 「解熱した後 2 日」

解熱を確認した日が月曜日であった場合、その日は日数に数えず、火曜、水曜の 2 日間を休み、木曜日から出席という事になります。



出典:2012 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン